



暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

名義貸しと割賦債権の債権回収業者への債権譲渡の効果

消費者と販売店との間の割賦販売契約において、割賦販売代金を第三者に譲渡することをあらかじめ異議をとどめないで承諾すると定められていたとしても、改正前民法468条1項の異議をとどめない承諾としての効力を有しないとした事例。ただし、名義貸しに加担した消費者については、販売店に対する抗弁を主張して残代金の全額の支払いを免れることは信義誠実の原則に反するとして5割の限度で支払いを命じた。(東京高等裁判所令和元年11月14日判決、『判例時報』2473号59ページ)

原告(被控訴人): X(売買代金債権を譲り受けた事業者)
被告(控訴人): Y3(消費者、ほかにY1とY2がいる)
A: 販売業者
i社: Aから委託を受けた保証会社
g社: Yらとの契約関係はないが、行政処分を受けていた本件に関連する事業者、関係者にDがいる

事案の概要

本件は、販売店から割賦販売で美容品を購入した消費者Y1～3に対して、販売業者Aから売買代金債権を譲り受けたXが、同債権に基づいて、消費者Yらに対して支払いを求めた事案である。Yらは、割賦販売契約の締結に際して「会社が必要と認めた場合、会社が本件契約に基づく債権及び付帯する一切の権利を第三者に担保差し入れ又は譲渡(信託の設定による担保差し入れまたは譲渡を含む)すること、または会社が譲渡した債権を再び譲り受けることを、あらかじめ異議なく承諾するものとします」との条項のある割賦販売契約書に署名押印していた。本件の主な争点は、これが民法468条1項(2017年改正前の民法)に定める債権譲渡に関する債務者の異議なき承諾に該当するか否かである。原審(参考判例①)は、本件特約は「468条1項所定の承諾に当たることは否定されない」として、Xの請求をすべて認容した。つまり、「債権譲渡について、あらかじめ意義なき承諾

をしているので、債権を譲り受けた業者に対しては、販売業者に対して主張することができた抗弁の主張はできなくなる」との判断を示したわけである。そこで、Yらが控訴したのが本件である。

なお、本稿において、Y3は勧誘の際にAから「無料でエステを受けることができる」と説明されて、本件美容品を購入する意思はなく、売買契約は形式的なものにすぎないことを知りながら本件割賦販売契約書に署名押印したものであり、商品を受け取ることもなかったという事情がある点も大きな争点となっている。これは、いわゆる「名義貸し」といわれるものであり、名義貸しであるという抗弁事由は、債権の譲受人にも対抗できるかが問題となったわけである。

理由

■争点「Y3が異議をとどめない承諾をしたか」についての判断

「Y3は、本件承諾条項が記載された契約書に



署名押印し、Aとの間でY3割賦販売契約を締結したこと、本件承諾条項は、顧客が、本件販売店に対し、本件販売店が本件各割賦販売契約に基づくYらに対する債権を第三者に譲渡することについて、あらかじめ異議をとどめないで承諾をするというものであったことが認められる。そこで、本件承諾条項の効力如何が問題となるが、民法468条1項が、債務者が異議をとどめないで債権譲渡の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができないとしている趣旨は、譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障することによって(参考判例②、参考判例③)、譲受人の利益を保護しなければならない必要性が低いといえる場合にまで、抗弁の切断といった重大な効果を生じさせることは、債務者と譲受人との間の均衡を欠くことになると解されるから、本件のような事案においては、Y3(債務者)とX(譲受人)の利益を保護すべき必要性の程度を検討することが相当である。

まず、本件承諾条項は、顧客が契約を締結した際の契約書の裏面に小さく印字された全18条条から成る契約条項の1条項にすぎない上、Y3割賦販売契約が締結された際、Y3が、本件勧誘員から、当該割賦代金債権が第三者に譲渡される可能性があるとか、本件販売店以外の第三者がY3名義の預貯金口座から割賦金を引き落とす可能性があるといった説明をしたこともおよそうかがえないから、当時30歳代前半で芸能関係の仕事をしており、格別の法的知識を有していなかったY3が、債権が譲渡されることを想定して承諾をしたと認めることはできないし、本件承諾条項の存在に格別の注意を払っていたとも考え難い。そして、本件承諾条項には、当該債権が具体的に誰に譲渡されるのかが一切記載されていなかったのであるから、一般的に、このような規定に基づいて債権譲渡を行った場合に、顧客に、二重弁済その他の不測の損害を

及ぼすおそれがあることも否定できない。

他方、Xは、あらかじめ顧客に対する債権を85%の代金額で買い取る旨の基本契約をAとの間で締結しており、実際に個別の債権を譲り受けるか否かは、i社が顧客についての信用調査等を実施した後、顧客との間で保証委託契約を締結するか否かによって一律に判断していたことが認められる。したがって、被控訴人が、AのY3に対する割賦代金債権を譲り受けることは、上記のような留保付きとはいえY3が契約を締結する前から決まっていたということができ、Xが、本件承諾条項の存在により、Y3のAに対する抗弁が存在しないことを信頼して、Y3に対する割賦代金債権を譲り受けたといった関係にあるわけではない(販売業者の顧客に対する与信をする趣旨で債権譲渡を行うといったXの業務スキームを考案したというA自身、本件各割賦販売契約に係る契約書に本件承諾条項が設けられたのは、信販会社が使用している契約書の条項をそのまま転記して契約書の書式を作成した結果にすぎず、それを顧客に対して主張するような事態は想定していなかった旨証言しているところである。)

さらに、Xが「個別信用購入あっせん業者」に当たるか否かの判断はさておきとして(付言するに、「個別信用購入あっせん」への該当性という点では、その定義規定(割賦販売法2条4項)の文言や、同法の趣旨・沿革からして、個別信用購入あっせん関係受領契約が存在しない場合であっても、個別信用購入あっせんに当たり得るとする解釈は十分な論拠を有するものと考えられる。)、Xは、販売店の顧客に対する与信をする趣旨で債権譲渡を用いるスキームを構築し、本件販売店をこれに組み込み、このようなスキームの下において、本件各割賦販売契約の締結を実施させていたのであるから、少なくとも経済的には、本件各割賦販売契約に係る債権譲渡は、割賦販売法が規制の対象とする個別信用購入あっせんに極めて類似する機能を果たしていた

ことは明らかである。そうすると、消費者保護の観点から、販売業者との間で生じている事由をもって、個別信用購入あっせん業者に対抗できる旨を定める割賦販売法35条の3の19の趣旨は、本件のような事案で、債権譲受業者が異議をとどめない承諾の存在を主張する場合にも妥当するというべきであり、実質的に考えてみても、販売業者が顧客と売買契約を締結する際に、信用供与を希望する顧客が、信販会社とのローン契約書に署名するか、代金債権の譲渡についての承諾書に署名するかによって、消費者保護の必要性に差異が生じるものではないと考えられる。

以上を総合すれば、本件において、債権譲受人である被控訴人の利益を保護すべき必要性は低く、本件承諾条項により抗弁切断の効果を認めることは、控訴人Y3の利益保護の要請との均衡を欠くことになるから、本件承諾条項は、民法468条1項の異議をとどめない承諾としての効力を有しないものと解するのが相当である。」

■争点「消費者が名義貸しであることを主張して、債権の譲受人に対する支払いを拒絶することができるか」に関する判断

「Y3は、50万円もの美容品一式を購入する意図もないのに、売買代金は他から支払われることから、自らが代金を負担することはないものと信じて、実体の伴わないものであることを十分に認識しながら、Y3割賦販売契約を締結し、i社からの契約締結意思の確認の電話についても、これを肯定する旨の回答をしていたのであるから、その実質は、販売業者の資金繰りのために行われた名義貸しに協力したものであることができる。名義貸しといっても、その目的や方法、販売業者及び名義貸人の関与の程度によって、様々な態様さまざまのものが存在するが、Y3は、無料でエステを受けることができるという説明を受けて、そのような利益を享受するために、結果的に不正行為に加担したものであって、いかに法律知識に乏しかったとしても、

それが不正な行為であることは常識的に理解することができたはずであるから、いわゆる悪質商法の純粋な被害者であるとは認め難い。

一方、Xについては、割賦販売法が規制の対象とする個別信用購入あっせんないしそれに極めて類似する行為を行っていたのであるから、あっせんに係る取引を行う販売業者における一定の管理を行うことが求められていたところ、本件では、①30歳代前半の女性が高額の化粧品を一時に大量購入するといったY3割賦販売契約の内容は、頻繁にあり得るものとはいえないところ、同様の契約を締結する顧客が多数存在したというのは、不自然な面があったこと、②販売業者にとって、割賦代金債権の買取りにより実質的に15%の手数料を支払わなければならないというのは、通常的信販業者との取引に比べて著しく不利なものであるから、Xとの取引を選択した販売業者の中に、不健全な販売業者が一定数含まれているであろうことが容易に推測できたこと、③実際に、g社は、不適正な取引行為を行ったとして、東京都からの業務改善指示を受けており、Aは、g社のDが紹介した業者であったこと等の事情からすれば、Aが商品明細書の不交付を含む一連の不正行為を行っていたことにXが気づかなかったというのは、それを過失と評価することができるか否かはともかく、一定の落ち度があったといわざるを得ない。

このように、Xの側にも一定の落ち度が認められるところではあるものの、名義貸しというAの不正行為に加担したY3において、この不正行為の存在を知らなかったXに対し、Y3の割賦販売契約の実質が名義貸しであることに起因する抗弁(前述のように、商品明細書の交付を受けなかったというのも、Y3の割賦販売契約が名義貸しであって、実際に商品の交付を受ける立場になかったことが深く関連していたことは明らかである。)を主張して、残代金全額の支払を免れるというのは信義則に反するといわ

ざるを得ない。そこで、本件の諸事情を総合考慮して、Y3の抗弁その1は、Xに対し、信義則上、5割の限度でのみ対抗することができる」と解するのが相当である。」

 解説

割賦販売法では、個別信用購入あっせん取引に関して、あっせん業者（個別クレジット会社）に、加盟店調査義務を課している。これにより個別クレジット会社が加盟店契約を締結する際に、特に特定商取引法の規制対象である販売業者と加盟店契約を締結する際の審査が厳格になっている。その結果、個別クレジット会社と加盟店契約を締結することができなくなった悪質販売店は、いわゆる自社割賦（割賦販売法上は、割賦販売契約）を利用するケースが目につくようになった。さらに、本件のように割賦販売契約の際に契約条項の中に「異議をとどめない承諾条項」を設け、契約締結後に債権譲渡をするケースが散見されるようになった。債権譲受業者は、割賦販売契約時に「異議なき承諾」をしているから、販売業者に対する抗弁を対抗することはできないと主張するのである。

参考判例④は、債権譲受業者の主張を認め、消費者からのこの取引の実態は個別信用購入あっせん取引であり、顧客である消費者は販売業者への抗弁事由を持って支払いを拒絶できる、とする主張を排斥した。本件の原審も同様の判断を示した。

これに対して、本件判決では本件取引のスキームが導入された経緯や消費者が置かれた状況を丁寧に認定したうえで、割賦販売契約に設けた条項は民法に定める異議なき承諾には該当しないと判断したものであり、極めて妥当な内容で評価できる。さらに、「付言するに、『個別信用購入あっせん』への該当性という点では、その定義規定（割賦販売法2条4項）の文言や、同法の趣旨・沿革からして、個別信用購入あ

せん関係受領契約が存在しない場合であっても、個別信用購入あっせんに当たり得るとする解釈は十分な論拠を有するものと考えられる」と述べている点は貴重である。

ただし、Y3が商品を購入するつもりはないのに無料でエステを受けることができると持ちかけられて大量の化粧品の売買契約書に署名押印したことについては、消費者自身もまったく実体のない取引であることを理解していたとの事実認定の下で「名義貸し」とであると判断し、ただし、債権譲受会社にも一定の落ち度があったとして、「名義貸しというAの不正行為に加担したY3において、この不正行為の存在を知らなかったXに対し、Y3割賦販売契約の実質が名義貸しであることに起因する抗弁（前述のように、商品明細書の交付を受けなかったというのも、Y3割賦販売契約が名義貸しであって、実際に商品の交付を受ける立場になかったことが深く関連していたことは明らかである。）を主張して、残代金全額の支払を免れるというのは信義則に反するといわざるを得ない。」との評価のうえで、「信義則上、5割の限度でのみ対抗することができる」と解するのが相当である。」とした点が現在も参考になると思われる。

なお、2021年から施行された改正民法では「債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に生じた事由をもって譲受人に対抗することができる」と改正されたため、異議をとどめない承諾制度は現在では廃止されている点に留意されたい。

（編集上、判決文の引用箇所の一部を加工した）

参考判例

- ① 東京地方裁判所平成31年1月29日判決（『判例時報』2473号66ページ、本件原審）
- ② 最高裁判所昭和42年10月27日第二小法廷判決（『民集』21巻8号2161ページ）
- ③ 最高裁判所平成27年6月1日第二小法廷判決（『民集』69巻4号672ページ）
- ④ 東京地方裁判所平成26年10月3日判決（『判例タイムズ』1413号279ページ）